

mimoシェア会員規約 会員規約改定新旧対比表(2026年10月改定)

条項	変更前	変更後
規約全体	当社サイト	当社アプリ
第2条 第2項	新設	当社は、新たに登録されたクレジットカードを利用した場合、その他当社所定の条件に該当する場合には、登録されたクレジットカードの有効性の確認、利用可能額の確認その他本サービスに係る料金の支払いを確保するため、当該クレジットカードについて、当社所定の金額による信用照会(オーソリゼーション)を行うことがあります。

mimoシェア貸渡約款 貸渡約款改定新旧対比表(2026年10月改定)

条項	変更前	変更後
第3条 第3項	会員は、事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の会員による予期せぬ事由により貸渡条件どおりシェアカーの提供ができない場合があることを、予め了承します。当社が案内した貸渡条件の変更(他のシェアカー／利用日時等)を会員が承認しない場合は、当該予約は取消しされたものとみなされ、当社は会員に対し当該予約に係る受領済の利用料金を当社の定める方法により返金します。これにより会員に生ずる損害について当社は賠償責任を負わないものとします。	会員は、事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の会員による予期せぬ事由により貸渡条件どおりシェアカーの提供ができない場合があることを、予め了承します。当社が案内した貸渡条件の変更(他のシェアカー／利用日時等)を会員が承認しない場合は、当該予約は取消しされたものとみなされ、当社は会員に対し当該予約に係る受領済の利用料金を当社の定める方法により返金します。これにより会員または追加運転者に生ずる損害については、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社は賠償責任を負わないものとします。当社の責に帰すべき事由による場合の損害賠償については、第26条第6項の定めによるものとします。
第5条 第2項	当社は、会員が予約したシェアカーの貸渡しを保証するものではありません。天災、事故、シェアカーの盗難・故障又は不具合、配車スタッフによる配車遅延、他の会員によるシェアカーの返却の遅延・不履行、その他当社の責に帰すことのできない事由又は通信回線の障害、システム障害、その他当社サービスの運営上の都合を含む諸般の事由により、シェアカーを貸し渡すことができない場合には、予約契約の完了後であっても、貸渡契約を解約することができるものとし、第3条第3項に定める方法で利用料金を返金します。この場合、当該解約によって会員又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。	当社は、会員が予約したシェアカーの貸渡しを保証するものではありません。天災、事故、シェアカーの盗難・故障または不具合、配車スタッフによる配車遅延、他の会員によるシェアカーの返却の遅延・不履行、その他当社の責に帰すことのできない事由または通信回線の障害、システム障害、その他当社サービスの運営上の都合を含む諸般の事由により、シェアカーを貸し渡すことができない場合には、予約契約の完了後であっても、貸渡契約を解約することができるものとし、第3条第3項に定める方法で利用料金を返金します。この場合、当該解約によって会員または追加運転者に生ずる損害については、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社は賠償責任を負わないものとします。当社の責に帰すべき事由による場合の損害賠償については、第26条第6項の定めによるものとします。
第9条 第2項	新設	新規クレジットカード登録後およびその他当社所定の条件に該当する場合には、予約時、利用開始時その他当社が必要と判断した時点において、会員が登録したクレジットカードにつき、利用予定料金その他当社所定の金額の信用照会(オーソリゼーション)を行うことがあります。信用照会が承認されない場合、当社または提携事業者は、予約を受け付けず、予約を取り消し、またはシェアカーの貸渡しを行わないことができます。信用照会により確保された金額は、一時的にクレジットカードの利用可能額から差し引かれ、または利用履歴に表示されることがありますが、実際の請求を意味するものではありません。当該金額の解除時期は、クレジットカード会社の定めによります。

第12条 第1項	会員又は追加運転者は、シェアカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間、善良な管理者の注意義務をもってシェアカーを使用し、保管するものとします。シェアカーを当社に返還する場合、シェアカーを借り受けたステーションに貸渡開始時の状態で返還するものとし、通常の使用による摩耗を除き、シェアカーの汚損、損傷、備品の紛失等が会員の責に帰すべき事由によるときは、シェアカーを貸渡開始時の状態とするために要する費用を負担するものとします。	会員または追加運転者は、シェアカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間、善良な管理者の注意義務をもってシェアカーを使用し、保管するものとします。シェアカーを当社に返還する場合、シェアカーを借り受けたステーション(当社が別途返還場所を指定した場合は、当該指定場所)に、通常の使用による摩耗を除き、貸渡開始時の状態で返還するものとします。シェアカーの汚損、損傷、備品の紛失等が会員または追加運転者の責に帰すべき事由によるときの費用負担については、第26条第3項から第5項までの定めによるものとします。
第13条 第2項	会員は、シェアカーについて、貸渡期間中、毎日、利用の前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検整備を実施するものとし、あわせて、シェアカー自体の損傷(部品の紛失を含む)、備品の紛失、車内の汚損、臭気等(以下「損傷等」といいます)がないことを確認するものとする。	会員は前項の点検・確認により、ドライブレコーダー録画機能の停止および損傷等を発見した場合は、速やかにカスタマーサポートに連絡し、その指示に従うものとします。なお、当該損傷等により、シェアカーの貸渡しができなくなった場合、貸渡契約は解約となります。この場合、会員は、当社に対して、当該貸渡契約終了時刻以降の利用料金を支払うことを要しないものとします。なお、これにより会員または追加運転者に生ずる損害については、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社は賠償責任を負わないものとします。当社の責に帰すべき事由による場合の損害賠償については、第26条第6項の定めによるものとします。
第15条 第14項 第15項 第16項	新設	14. 会員が当社スタッフに対し、業務時間外の連絡要求、過度な問い合わせ、回答の強要その他当社の通常業務を著しく妨げる行為を行うこと。 15. 当社が合理的に不当と判断する要求(過度な値引き要求、補償の強要、他会員への不当な比較・批判を伴う要求等)を繰り返し行うこと。 16. 当社スタッフに対し、録音・録画を強要する行為、または正当な理由なく威圧的態度を示し、精神的負担を与える行為。
第21条 第3項	第1項に該当することとなった場合、会員又は追加運転者は、第25条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、シェアカーの回収及び会員又は追加運転者の探索に要した費用を支払うものとします。	第1項に該当することとなった場合、会員または追加運転者は、第26条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、シェアカーの回収および会員または追加運転者の探索に要した費用を支払うものとします。
第25条 第4項	当社は、本サービスにかかる通信設備、システム、ソフトウェア等について修正、アップデートを行い、又は使用を終了することができるものとし、カーナビゲーションの精度、動作を含め、これに起因して会員が被った損害については責任を負わないものとします。	当社は、本サービスにかかる通信設備、システム、ソフトウェア等について修正、アップデートを行い、または使用を終了することができるものとします。これらの措置またはカーナビゲーションの精度、動作に起因して会員または追加運転者に生ずる損害については、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社は賠償責任を負わないものとします。当社の責に帰すべき事由による場合の損害賠償については、第26条第6項の定めによるものとします。
第26条	第26条(賠償及び営業補償) 1. 会員又は追加運転者は、シェアカーを使用して第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。	第26条(損害賠償等) 1. 会員または追加運転者がシェアカーを利用して第三者または当社に損害を与えたときは、その損害が会員の責めに帰すべき事由によるときは会員が、追加運転者の責めに帰すべき事由によるときは会員および当該追加運転者が連帯し

	2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、会員又は追加運転者の責に帰すべき事由による故障、シェアカーの汚損・臭気等により当社がそのシェアカーを利用できないことによる損害については、料金表及び利用ガイド等に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、会員はこれを支払うものとし、	て、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。 2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、会員または追加運転者の責に帰すべき事由による故障、シェアカーの汚損・臭気等により、当社がそのシェアカーを利用できないことによる損害については、その損害の程度や稼働停止期間にかかわらず、料金表に定める営業補償（ノン・オペレーションチャージ）によるものとし、会員は直ちにこれを支払うものとします。ただし、第6条第1項各号のいずれかに反すること、第29条第1項に違反すること、または第15条に定める禁止行為を行ったことが判明し、これにより当社に前記の営業補償額を超える損害が生じた場合は、会員は、当該営業補償に加えて、その損害の程度や稼働停止期間に応じた合理的な費用を、当該営業補償では補われない範囲で負担するものとし、 3. 会員は、通常の使用による摩耗を除き、シェアカーの汚損、損傷、備品の紛失等が自らの責めに帰すべき事由によるときは、シェアカーを貸渡開始時の状態とするために要する費用を負担するものとします。 4. 前項において、借り受けた状態とするための修理金額が、車両時価額を上回るとき、または修理後も走行上安全性が担保できないと当社指定の修理業者が判断したとき、当社は貸渡契約の締結を拒絶または貸渡契約の解除をすることがあり、その場合に会員は、中途解約に伴い発生する費用を負担するものとします。なお、貸渡契約が満了時である場合は、満了手続きに伴い発生する精算金を負担するものとします。 5. シェアカーの損傷、備品の紛失等が追加運転者の責めに帰すべき事由によるとき、会員および追加運転者は、第3項または前項に定める費用を連帯して負担するものとします。 6. 貸渡契約の履行に際し当社の責に帰すべき事由により会員もしくは追加運転者に損害が生じたとき、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、当社は通常生ずべき現実の損害についてのみ、当該貸渡契約における利用料金相当額を上限として損害賠償責任を負うものとし、特別の事情によって生じた損害および逸失利益については賠償責任を負わないものとします。 7. カスタマーハラスメントにより当社または当社スタッフに損害が生じた場合、当社は会員に対し、当該損害（合理的な弁護士費用を含む）を請求できるものとします。
第27条 第1項	1. 会員又は追加運転者が前条第1項の賠償責任を負うときは、当社がシェアカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める基本補償制度により、次の限度内の損害額を補償し、基本補償の保険料相当額は貸渡料金に含みます。	2. 会員または追加運転者が第26条第1項から第5項までに定める損害賠償責任または費用負担義務を負う場合、当社がシェアカーについて締結した損害保険契約および当社の定める基本補償制度により、次の限度内の損害額を補償し、基本補償の保険料相当額は貸渡料金に含みます。
第28条 第2項 第3項	新設	2. 会員が第15条第14項・第15項・第16項に定めるカスタマーハラスメントに該当する行為を継続し、または当社が是正を求めたにもかかわらず改善が認められない場合、当社は催告を要することなく貸渡契約を解除し、会員資格を停止または取消することができるものと

		します。 3. カスタマーハラスメントに起因して貸渡契約が解除された場合であっても、会員は当社に対する未払金、違約金その他の債務を免れません。
--	--	---